



食品表示ウォッチャー募集！

熊本県では、販売店での適正な食品表示を確保するため、消費者の方々にボランティアで「熊本県食品表示ウォッチャー」として活動いただいております。

食品表示ウォッチャーは何をするの？

普段の買い物で、食品表示の記載不備等を見つけた場合に県への連絡をお願いしております。

食品表示について学ぶ講習会も開催しており、受講された方はどなたでもウォッチャーになることができます。

ウォッチャーになるメリットは？

- ・食品表示の決まりを無料で学べて、商品選択の際に活かすことができます。
- ・毎年度、更新者に対し、フォローアップ研修会を開催しており、制度が変化しても学ぶことができます。

ウォッチャーの申込要件は？

- ・満18歳以上の方
- ・熊本県内に居住し、日常生活の中で食品の買い物を行っている方
- ・原則として、熊本県が行うウォッチャー登録の講習会に参加可能な方

ウォッチャーはどうやって登録されるの？

申し込みされた方を「熊本県食品表示ウォッチャー」として登録し、登録証を交付します。登録期間は2年間で、期間満了までに希望される方は更新することができます。

講習会は場所と日時は？

- ①令和元年9月4日（水）
 - ②令和2年1月22日（水）
- 熊本県庁本館13階の1301会議室で行います。①、②いずれかの日に御参加ください。
時間は13:30~15:00です。

どうやって申し込むの？

裏面の申込書に御記入のうえ、下記の宛先に、FAX、メール、郵送のいずれかで御提出ください。奮って御参加ください！

宛先はコチラ！

熊本県くらしの安全推進課 担当 合志
電話：096-333-2290
FAX：096-382-7403
E-MAIL: anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp
〒862-8570
熊本市中央区水前寺6丁目18-1

待ってるモン！



熊本県食品表示ウォッチャー登録申込書

下記の事項に同意し、熊本県食品表示ウォッチャーの登録を申し込みます。

記

- 1 公正中立に活動を行います。
- 2 熊本県食品表示ウォッチャー設置要項（以下「要項」という。）の定めるところにより活動します。
- 3 要項等で定める以外の活動を行う場合に、熊本県食品表示ウォッチャーを名乗ることはしません。
- 4 自己責任の原則に基づき、良識ある社会人として熊本県食品表示ウォッチャーの活動を行います。

年 月 日

（ふりがな） 氏 名	（ ）
生年月日	年 月 日生（満 歳）
職 業	
連 絡 先	（住所）〒 — （電話番号） （携帯番号） （FAX番号） （メールアドレス）
希 望 受 講 日	* ○を一つ付けてください。 9月4日（水） 1月22日（水）